

「鳥取市地域福祉推進計画

(第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画) (案)」

市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

募集期間等

1. 募集期間 平成30年12月18日(火)～平成31年1月11日(金)
2. 募集結果 2件

意見1 (概要)

- 1 自助・互助・共助・公助を重層的な取組とするには、次の理由からそれぞれを結ぶ共通基盤の整備の視点を加える必要がある。
 - ① 支援を必要とする方を社会の中で共通して認識できる仕組みが、それぞれを結ぶ基盤として存在する必要がある。
 - ② “自助”については、何も手助け無く日常を送れる方と、ある一部の手助けがあれば他は“自助”できる方が存在するので、これを把握する仕組みが必要である。
- 2 共通基盤の整備の視点がないまま、社会福祉法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」を展開すると、課題解決方法が現実課題への支援に矮小化されてしまい、地域共生社会実現への道筋が見えなくなり、また、公助が他の自助・互助・共助との共通基盤無く計画されていくこととなる。
- 3-1 「第4章(1)地域共生社会の周知と広報・啓発の推進」の記載は、もう少し丁寧な論議を経た記述が必要と考える。
- 3-2 提唱される「共生社会」の説明が、行政制度の統合イメージに留まり、地域在住者から見ると違和感がつきまとう。
- 3-3 「第4章(7)福祉のネットワークづくり」での指摘は、計画の根幹の一つとして位置づけられるべきもので、公助にかぎらず、自助・互助・共助でよりどころとすべき基盤(インフラ)と位置づけて取組んでいくべきである。

以上から、自助・互助・共助・公助を結ぶ共通基盤は「困りごとを抱えた」「支援が必要なかた」を把握し、地域の中で共有していく仕組みであり、その仕組みとして、避難行動要支援者支援制度を用いることが良いと考える。

(意見1に対する市の考え方)

ご指摘のとおり、「困りごとを抱えた」「支援が必要なかた」を地域で把握し、地域の中で助け合いにつなげていくことは、地域福祉を進めるにあたって重要な取組と考えています。そのため、重点取組の一つに「地区を単位とする福祉ネットワーク」づくりを掲げ、地域での様々な主体による「見守り」や「相談」を行うなかで把握し、互いに支え合い助け合う基盤づくりに取り組もうと計画にしているところです。「地区を単位とする福祉ネットワーク」が把握した課題で専門的相談につなげる必要があるときは、地域福祉相談センターや各種専門機関と連携することで、公助による課題解決となる仕組みづくりをもり込む計画としています。

また、避難行動要支援者支援制度の活用につきましては、「災害発生時の避難行動に支援が必要な」かたの「生命や身体を守る体制を整備するため」の情報であり、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときであっても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し提供できるもので、地域の中で共有できる者が限られるため、活用はできないと考えます。このため、『支え愛マップ』の作成などをおして地区内の支援が必要なかたを住民で話し合い、共有する取組を進めており、本計画にも記載しているところですのでご理解ください。

なお、「第4章(1)地域共生社会の周知と広報・啓発の推進」の記載については、アンケート調査の分析をより詳細に記載し、わかりやすく記述をするように修正します。

意見2

1 地域福祉とは

- (1) 「地域福祉」の定義が言葉足らずに感じます。参考までに、全国社会福祉協議会HPでは、「地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です」と述べています。
- (2) 「自助・互助・共助・公助の考え方」が国そのまま、恐ろしく思います。介護保険制度や医療保険制度を共助と捉えることは、社会保障制度の矮小化につながります。訂正すべきと考えます。

2 関係計画の計画期間

- (1) 本案は「第2次地域福祉計画」、「第4次地域福祉活動計画」となっていますが、表の中に「第1次」、「第3次」が記されていないのはどうしてでしょうか？

3 第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

- (1) アンケート調査結果およびグループインタビューの結果も掲載した方がいいと思います。
- (2) 「第1次地域福祉計画」、「第3次地域福祉活動計画」の評価を掲載すべきと考えます。例えば、出雲市では前計画の内容を「伸ばす取り組み」、「改善すべき取り組み」というように評価しています。本市の場合、継続感が感じられません。

4 第5章 計画の基本的な考え方

- (1) 前述のように、基本理念のところにも、これまでの取り組みの経過に触れる必要があるとおもいます。
- (2) 三つの基本目標の言葉が硬すぎると思います。表現の仕方を工夫しているところもあります。

5 第6章 計画（施策）の展開

- (1) 推進主体について、それぞれの役割の説明をつけたほうがわかりやすいと思います。
- (2) 施策の内容についてですが、民間の方向性についての記述は不要だと思います。行政による取り組みと社協の役割だけでいいのではないのでしょうか。方向性を示されると、押し付けられるように感じます。
- (3) 内容のところにも、現在の市の施策や社協の事業も記述したほうがわかりやすいと思います。新たな内容は、例えば「新規」といったように。

6 全体として

- (1) 「我が事・丸ごとの地域共生社会」では自助・互助・共助が強調されており、国や自治体の責任を曖昧にして、住民地域住民に地域生活の課題解決の責任を丸投げする方向性になるのではという危惧があります。地域での支え合いは誰もが否定できないことです。でも、強制されることはありません。国や自治体の責任を明らかにし、公的支援を強めることで、地域住民が安心して関われるようになるのではないかと思います。
- (2) 相談体制を強めることは必要ですが、つなげていく制度をつくるのは行政の役割です。困っている人がいるのに、制度が使えないでは話になりません。地域福祉というのであれば、当然のこと、行政としても各種制度の拡充することが必要です。

(意見2に対する市の考え方)

1 地域福祉とは

- (1) 「地域福祉」の定義については、社会福祉法の趣旨を踏まえ、簡潔にわかりやすい表現に努めているところです。ご意見も参考に一部修正します。
- (2) 本計画は、社会福祉法に基づく計画であり、国と認識を共通し、地域福祉を推進する必要があることから、国と同様の考え方を取っています。また、我が国の社会保障制度は、「社会保険」・「公的扶助」・「社会福祉」・「公衆衛生」の4つの分野から成り立っているといわれています。このうち、介護保険制度等の「社会保険」は加入者に相互負担していただき、受給権を保障する仕組みであることから「共助」に位置づけています。また、生活困窮に対する生活保護に代表される「公的扶助」、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯等への必要な支援等を行う「社会福祉」、健康診断の実施、感染症の予防・対策、下水道の整備等を行う「公衆衛生」については自助・互助・共助の取り組みでは対応が困難であることから「公助」に位置づけられると考えています。一方で「共助」である「社会保険」についても国・地方公共団体が必要な財源負担や制度運営を担っており、介護保険制度等を共助と捉えることが「矮小化につながる」ことになるとは考えておりません。

2 関係計画の計画期間

- (1) 「第1次地域福祉計画」は平成16年度から平成20年度まで、「第3次地域福祉活動計画」は平成20年度から平成25年度までがそれぞれ計画期間であり、表に掲載できる期間に限りがあることから、記載していません。

3 第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

- (1) アンケート調査結果及びグループインタビューの結果は、資料編として掲載予定です。
- (2) 「地域包括ケアシステムの強化」を初めとした諸制度の見直しや平成30年4月施行の社会福祉法の改正など地域福祉を取り巻く環境が進展しており、前計画の評価に代え、現状と課題の分析をしっかりと行ったうえで、本計画作成に反映しています。

4 第5章 計画の基本的な考え方

- (1) 前述のとおり、諸制度の進展や現状と課題を踏まえ、あらためて、今後本市の地域福祉が目指すところを基本理念として新しく掲げています。
- (2) 基本目標は、広範囲にわたる地域福祉推進に向けた現在の諸課題に対応する目標として示すため、簡潔かつ的確に伝わりやすい表現に努めたものですので、ご理解ください。

5 第6章 計画（施策）の展開

- (1) 推進主体の役割の説明につきましては、第6章において、それぞれの基本計画（基本施策）ごとに記載をしています。
- (2) 本計画は、行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が中心となって民間の取組を策定する地域福祉活動計画とを一体的に策定しているものです。民間の方向性についての記述は、第2章の1（4）地域福祉活動計画に記載のとおり、『住民』『地域で福祉活動を行う者』『福祉事業を経営する者』が相互に協力・連携して、「地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画」である社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の民間活動の取組として記述していますのでご理解ください。なお、本計画は、民間の福祉活動を担っている社会福祉法人・社会福祉事業所を始め、自治連合会、地区社会福祉協議会等の関係者で構成される作成委員会において、審議をしていただいた内容となっているものです。
- (3) 本計画につきましては、第2章の1（3）地域福祉計画に記載のとおり、「地域福祉の在り方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める総合的な計画」であり、また、同章の2（3）計画の位置付けに記載のとおり、『地域福祉計画』と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって『地域福祉計画』の一部とみなすことから、対象分野が福祉関係のみでなく広範囲にわたる本計画では事業についての記載は省略しています。

6 全体として

- (1) 国や自治体においては、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、生活困窮者自立支援、成年後見制度、健康づくり、防災など生活にかかわる様々な取組の創出・拡充にしっかりと取り組んできたと認識しています。そして、本計画において、行政の担う役割を明確にしたうえで、これらの公的支援にあわせ、日常生活の地域での支え合いを組み合わせることによって、それぞれの強みを生かしながら基本理念に掲げる福祉のまちづくりが推進されるものと考えています。地域での支え合いを強制するものではなく、行政と民間との役割を明確にし、それぞれの主体が地域課題の共通認識をもち、相互に補完し合いながら、重層的な取り組みによって地域福祉を推進していく姿を目指して、策定しています。
- (2) 相談から各種福祉制度の支援につなげるなど、課題解決のため、高齢者に対する「地域包括支援センター」、障がい者に対する「相談支援事業所」、子ども・子育て家庭に対する「こそだてらす（子育て世代包括支援センター）」や「子ども家庭総合支援拠点」、生活困窮者に対する「パーソナルサポートセンター」等の各専門機関の設置・運営を行うとともに、社会福祉法人等との協働により住民に身近な圏域で、様々な福祉課題に関する相談を一旦丸ごと受け止め、支援につなげる「地域福祉相談センター」を設置するなどし、市民が抱える生活課題の早期発見・早期支援への取り組みに努めています。また、福祉及び保健分野の各種計画で更なる拡充に取り組んでいます。